

# 見本

## 発注書

受注番号 XXXXXXXX-0101  
 件名  
 建築場所  
 受渡期間 自  
 受渡期間 至  
 支払日付 15日 18日 必着翌月23日 支払  
 支払方法 従来通り

ここに記載されている数字を  
 請求明細書の「受注番号」欄に  
 ご入力ください。  
 ※ハイフンから右の番号は不要です。

岡2-6-16

株式会社NB建設北関東

TEL 0480-62-7656 FAX0480-62-7657

発注書No. XXXXXXXXXX	発行日付	発注店担当 弊社担当	受注先No.
----------------------	------	---------------	--------

発注請書は受け取り後一週間以内にご返送ください。

工種No.	工種	工事内訳	単位	数量	単価	金額	備考
		内容欄にご入力ください。		小計	計		ここに記載されている数字を 請求明細書の「発注書No.」欄に ご入力ください。
				消費税	:		
				合	計		

**(契約条件)**

- 第1条 発注者株式会社小澤建設(以下「甲」という。)は、受注者(以下「乙」という。)に対し、本発注書に基づき、上記請書工事(以下「本件工事」という。)を発注し、乙が、甲に対し、甲が指定した様式の本件工事の発注請書を甲が定めた期限までに提出したときに本件工事の請負契約は成立するものとする。また、本発注書による工事が「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」に定める「特定建設資材」を使用する対象建設工事に該当する場合は、乙は、対象建設工事の種類別の「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記入し、発注請書に添付し提出するものとする。
- 第2条 乙は、本発注請書、契約書、仕様書、設計図書、その他甲が指定した書面に従い、本発注請書で甲が指定した工期に本件工事を完成し、甲の所定の検査を受けて、工事引渡物を甲に引き渡すものとする。尚、甲は必要があると認めるときは、工事及び設計図書等を委託することができるものとし、この場合において、甲、乙協議の上で必要であると認めるときは、請負工事代金の増減をすることができる。
- 2 甲は必要により工期を変更する場合は、その旨をすみやかに乙に書面にて通知する。
- 3 天災地変その他不可抗力または正当な事由がある場合、乙はすみやかにその事由を甲に示して工期の延長を要求することができる。
- 第3条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、契約を解除するものとし、この理由により、解除がなされたとき、乙は、甲に対し、甲の選択に従い、甲の被った全損害(第三者に与えた損害を含む。)を賠償するが、本件工事代金の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。
  - ① 正当な理由なく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき
  - ② 乙の責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき
  - ③ 乙が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき
  - ④ 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- 第4条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。又、乙は、工事引渡物、工事材料(工事製品を含む。)のうち甲の検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸出し、又は抵当権その他担保の目的には供してはならない。
- 第5条 天災地変、暴動その他甲乙いずれの責に帰することの出来ない事由等、不可抗力により工事の出来高部分、現場の工事仮設物または工事現場に搬入した検査済工事材料、機器等あるいは第三者に損害を与えたときは、乙はすみやかにその状況を甲に通知するとともに甲の指示を受け、処理に当るものとする。この場合、乙が善良なる管理者としての注意義務を尽くしたと認められるときは、その損害について甲乙の協議のうえその負担する額を定めるものとし、それ以外の場合は原則として乙が負担する義務を負う。
- 2 前項の規定において1期限内に本工事を完成することができない場合は、乙は、甲に対して書面をもって工期の延長を要求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。
- 3 乙が1期の延長を要求する場合において、必要であると認められるときは、甲乙協議して請負金額を変更することができる。
- 第6条 乙が関係法令の災害補償は乙が引き受けるものとする。
- 第7条 1 工事が完成したときは、乙は甲の検査を求め、産業廃棄物処理も含めて、甲は遅滞なく乙の立会いのもとに検査を行うものとする。2 甲は検査のうえ完成を確認したときは、直ちに「引渡物の引渡し」を受け取るものとし、甲は乙に対し検査合格及び「引渡物の引渡し」を受けた後支払金に代り「工事代金」を支払うものとする。

- 3 工事施工が甲の検査に不合格の場合、乙は1期または2期後甲の指定期間内にこれを補修又は改造したうえで甲の検査を受けなければならない。
- 4 甲は工事の完成前であっても乙の了解を得て「引渡物の全部または一部を使用することができる。ただし、使用部分を善良なる管理者としての注意をもって使用する責を負う。
- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 第9条 乙が工事施工のため第三者の生命、身体に被害を及ぼし財産その他に損害を与えたとき、または第三者から損害賠償その他事由の如何にかかわらず抗議又は請求を受けた時は、乙は一切の責を負い処理解決にあたり甲に迷惑を及ぼさないものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事由により生じたものについては、この限りではない。
- 第10条 乙は、検査に合格したときは、甲に対し、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、乙に対し、請負代金を支払う。
- 3 前2項の規定にかかわらず長期(工期をヶ月以上)の工事については、毎月の出来高に対し、90%の出来高払いをすることができる。
- 4 甲が前払金を受けているときは前項の請求額は次の式によって算出する。  
請求額=(第三項に規定された金額)×{(請求代金-受領済前払金)÷(請負代金)}
- 第11条 甲は1期以内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して変更することができる。
- 第12条 乙の責に帰すべき事由により工事期間内に「引渡物の完成引渡し」ができない場合において、乙は遅滞なく1日について請負代金の1000分の1の割合による違約金を支払うものとする。ただし、1期内に部分引渡しがあった場合は請負代金からその部分に対する相当額を減じたものについて違約金を算定する。
- 2 正当な理由なく甲が支払期日に支払わなかった場合、乙は遅滞日数に対し年6%の割合による遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
- 第13条 本契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を求め、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求することができる。
- 第14条 本件に関する訴訟は、甲の本店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所と定める。
- (注意事項)  
① 甲は、前項での工事発注はいたしませんし、乙が甲に対し請書未提出のときは本件「工事契約書」は不成立となりますので、甲の発注書及び甲が指定した請書のない工事については、甲は乙の支払いの請求があっても工事代金の支払は致しません。  
② 乙の出荷案内書は、甲の指示に基づき、甲の係員及び関係事業所係員にもご提出下さい。  
③ 甲が指定した様式の請書を乙は使用し、自領税法に従った収入印紙を貼付して、これを甲の発注部署にご提出ください。甲が指定した様式の請求書(乙が使用しない場合は、甲は乙に対し工事代金をお支払いいたしません。甲指定の様式の請求書及び請求書を乙が使用しない場合は、甲は乙に対し工事代金をお支払いいたしません。甲乙において納品及び受渡場所が不明な時は、甲の発注部署と連絡の上、納品及び受渡場所を確認して納品引渡し下さい。)  
④ 甲の工事施工金額の10%は部材の検査費、施工現場の確認の費用が含まれます。



明細

# 見本

## 請求明細書

【請求者】

株式会社 NB建設北関東 御中

請求締日 15日

会社名

所在地〒

㊞

※太枠内のみ  
入力して下さい。

※「-0101」等の部分は不要

査

請求書

発注書No.

内 容	数量	単位	単価	請求金額(税別)	消費税額 8%	請求金額(税込)	※NB建設北関東 使用欄
合 計							

※NB建設北関東 使用欄

	経理			担当